

❀（転入）ようこそ加美町へ❀



転入の手続きに伴って、下記の手続きが必要です。
該当するものについて、それぞれ手続きを行ってください。

●窓口での手続きに関すること		
国民健康保険加入者	転入届時に加美町国民健康保険に加入します。	町 民 課（63-3112） 小野田支所（67-2111） 宮 崎 支 所（69-5111）
国民年金加入者・受給者	国外からの転入など、手続きが必要な場合があります。	
個人番号カード （マイナンバーカード）	転入手続きの際にカードをお忘れの場合は、変更後の住所を追記しますので、後日個人番号カードを持参して手続きをしてください。	
印鑑登録	必要な場合は、顔写真付きの身分証明書、実印となる判子（大きさ 8～25 ミリ以内・欠けていない・既製品でない・登録されていないもの）を持参し、 <u>印鑑登録する「本人」が手続き</u> をしてください。	
外国人の方	転入手続きの際にカードをお忘れの場合は、変更後の住所を追記しますので、後日在留カード・特別永住者証明書、個人番号カードを持参して手続きをしてください。	
犬を飼っている方	<u>前住所地の鑑札</u> を持参して手続きをしてください。	
井戸水使用者	井戸水使用世帯（住所）に転入した場合、「下水道使用開始等届」の提出が必要です。	
●子どもに関すること		
小中学校の児童・生徒	<u>「在学証明書、教科書無償給与証明書」</u> を持参して、転校の手続きをしてください。	教育委員会 （69-5112）
就学前のお子さん	<u>母子手帳</u> を持参して手続きをしてください。	保健福祉課健康推進係 （63-7871） 小野田福祉センター （67-5100） 宮崎福祉センター （69-5636）
妊娠している方		

子ども医療費助成受給者	受給者の健康保険証、保護者の通帳、受給者の個人番号がわかるものを持参して手続きをしてください。 <u>児童手当受給者で、お子さんと離れて暮らしている方は、上記書類のほかに、お子さんの住民票謄本、配偶者の個人番号がわかるものが必要です。詳しくはお問い合わせください。</u> 手当証書を持参して手続きをしてください。 <u>住民票謄本が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。</u>	子育て支援室 (63-7870)
母子父子家庭医療費助成受給者		
児童手当受給者		
児童扶養手当受給者、 特別児童扶養手当受給者		
●後期高齢者医療・介護保険に関すること		
後期高齢医療制度加入者	<u>転入届後、後日郵送します（約10日程度）。</u> <u>すぐ必要な場合は、前住所地から発行された「負担区分証明書」を持参して手続きをしてください。</u>	保健福祉課 保険給付係、高齢者福祉係（63-7872）
介護保険受給者	<u>介護認定を受けている方は、「介護保険受給資格証明書」を持参して手続きをしてください。</u>	
●福祉に関すること		
◆療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ◆自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者 ◆各種障害福祉サービス受給者	障害者手帳、受給者証、健康保険証を持参して手続きをしてください。 <u>上記書類のほか、必要なもの等について、あらかじめお問い合わせください。</u>	保健福祉課障害福祉係 (63-7871) 小野田福祉センター (67-5100) 宮崎福祉センター (69-5636)
◆心身障害者医療費助成受給者 ◆身体障害者手帳をお持ちの方		
各種健診	年齢、転入時期等により内容が異なりますので、詳細はお問い合わせください。	保健福祉課健康推進係 (63-7871)

◎手続きの際は、表に記載している持ち物のほかに、手続きする方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど顔写真のあるもの）を持参してください。